

九州大学大学院人間環境学府課程博士（甲）の学位論文審査の取扱内規

（趣旨）

第1条 この内規は、本学学位規則の規定に基づき、課程を経る者の博士の学位論文の審査について必要な事項を定める。

（論文審査の申請）

第2条 論文の審査を受けようとする者は、その所属する専攻の長を経て、学府長に論文審査願を提出する。提出する論文及び添付書類の数は、次のとおりとする。

学位論文審査願 1通

主論文全文のデータ（原則PDF、ファイルは1つにまとめること。） 1通

主論文（簡易製本は可） 2通

参考論文がある場合は参考論文（簡易製本やファイル可） 1通

論文目録 1通

論文要旨 1通

論文要旨のデータ 1通

履歴書 1通

博士論文のインターネット公表確認書 1通

インターネット公表ができない場合は博士論文の要約 1通

学位記表記文字等について 1通

（提出時期）

第3条 論文審査の申請は、原則として、在学中に行う。

（論文の受理）

第4条 論文の受理の決定は、学府教授会において、配布された論文要旨に基づき行う。

（定足数1/2）

（論文調査会）

第5条 前条により受理を決定した論文を調査するため、学府教授会に論文調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は3人以上の論文調査委員（主査1人を含む。以下「調査委員」という。）をもって構成する。この場合において、主査及び1人以上の調査委員を学生の所属する専攻の指導教員のうちから選出し、他の調査委員のうち1人以上を他の専攻の指導教員又は他の学府、他大学等の指導教員のうちから選定しなければならない。

3 調査会は、論文の調査及び最終試験等を行う。

4 調査会主査は、学府長に論文調査報告書（別紙様式1-甲）を提出しなければならない。

5 学府長は、前項の論文調査報告書を本学府の教授会構成員全員に配布しなければならない。

（論文公聴会）

第6条 論文審査の段階において、学府教授会は論文公聴会を原則として開かねばならない。論文調査会の主査は公聴会を開かない場合は、当該専攻長は論文審査願を提出する段階で公聴会を開かない理由と公正性を保つための措置を書面で提出する。

（論文審査会）

第7条 調査会の報告に基づき論文調査の結果及び最終試験結果を審議するため、学府教授会に論文審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、学生が所属する専攻の指導教員及び調査会の指導教員をもってこれを組織し、審査会委員の互選により委員長を選出する。

3 審査会は、論文調査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票により可否を判定する。

（定足数2/3、議決2/3以上）

第8条 審査会委員長は、前条の審査結果を文書（別紙様式2-甲）をもって学府教授会に報告しなければならない。

2 学府長は、事前に前項の審査結果を本学府の教授会構成員全員に配布しなければならない。（学位

授与の決定)

第9条 学府教授会は、前条の報告に基づき学位の授与の可否を決定する。

(学位論文の公表)

第10条 学位論文のインターネットの利用による公表は、本学学術情報リポジトリへの登録をもって行うこととする。

2 第2条に定める博士論文のインターネット公表確認書を提出するにあたっては、博士論文の公表方法及び公表の時期について、博士論文に関連した他の研究等に支障がないか指導教員が確認することとする。

3 次のいずれかに該当し、審査会で認められた場合は、博士論文の全文に代えて、博士論文の要約を公表することとする。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

(4) その他学府においてやむを得ない事由があると認められる場合

4 博士の学位を授与された者は、3の各号のいずれかに該当することにより博士論文の要約を公表した後、3の各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに本学へ届け出の上、博士論文の全文を公表することとする。

(指導教員)

第11条 指導教員の定義は申し合わせ事項によるものとする。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、学府教授会において定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年11月24日から施行する。